

社会福祉法人友朋会
りつりん館アドバンス

重要事項説明書
(介護予防短期入所生活介護)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(松山市指定：第 3870101502 号)

(利用者) _____ 様

当事業所は利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について次の通り説明します。

1. 経営法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 友朋会
- (2) 所在地 〒790-0912 愛媛県松山市畑寺町丙 1 番地 2
- (3) 連絡先 電話：089-931-8080 FAX：089-931-8000
- (4) 代表者名 理事長 栗林雄司

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所(松山市指定：第 3870101502 号)
- (2) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所りつりん館アドバンス
- (3) 所在地 〒790-0912 愛媛県松山市畑寺町丙 1 番地 2
- (4) 連絡先 電話：089-931-8080 FAX：089-931-8000
- (5) 管理者名 施設長 天野美穂
- (6) 併設事業 当事業所は、次の施設に併設して実施しています。
短期入所生活介護（松山市指定：第 3870101502 号）
指定介護老人福祉施設（松山市指定：第 3870101791 号）
通所介護（松山市指定：3870101585 号）
介護予防型通所サービス（松山市指定：3870101585 号）
- (7) 通常の送迎実施地域 松山市全域

3. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業所の目的

要支援状態にある方に対し、適切な介護予防短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

(2) 事業所の運営方針

当事業所は、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、様々な介護サービスを提供することにより、利用者の方がその有する能力に応じ、その人らしい生活を営むことができるよう支援します。また、事業所の運営にあたっては、利用者の家族や地域、その他関係機関との密接な連携に努めます。

4. 定員及び居室の概要

(1) 利用定員：11 名

(2) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

ただし、利用者の心身の状況や空室状況によりご希望に沿えない場合もあります。

また、事業所の都合や心身の状況により居室を変更する場合があります。

【居室・設備の概要】

種類	室数	人数	備考
多床室(4人部屋)	2室	8名	タンス、消灯台付
多床室(2人部屋)	1室	2名	タンス、消灯台付
個室	1室	1名	タンス、消灯台付、トイレ、洗面所付
合計	4室	11名	
食堂	1室		2階
浴室	2室		1階：一般浴 2階：機械浴(イス、ストレッチャー)
医務室	1室		1階
静養室	1室		1階
理美容室	1室		1階

5. 職員の職種及び人数、職務内容

当事業所では、利用者に対し介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

【職員の配置体制】

職種	常勤	非常勤	職務内容
施設長	1名		業務の一元的な管理
生活相談員	1名		利用者からの生活相談業務にあたります。
介護職員	3名		利用者の介護にあたります。
看護職員		2名	利用者の看護及び健康管理にあたります。
機能訓練指導員		1名	利用者の機能訓練指導にあたります。
管理栄養士	1名		給食献立及び給食業務にあたります。
医師		1名	利用者の健康管理、診療にあたります。

6. 主な職員の勤務体制

職種	勤務時間
施設長	8:30～17:30 (月～金)
生活相談員	9:00～18:00 (シフト制)
介護職員	日勤 7:00～16:00 (シフト制) 日勤 9:00～18:00 (シフト制) 日勤 10:00～19:00 (シフト制) 夜勤 17:30～9:30 (シフト制)
看護師	9:00～18:00 (シフト制)
管理栄養士	8:30～17:30 (月～金)

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1)利用料金が介護保険から給付されるサービス
- (2)利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(ただし、食費は別途となります。)
- ・利用者の自立支援のため、原則、離床して食堂にて食事をとっていただきます。

(食事時間)

朝食 7:30～ / 昼食 12:00 / おやつ 15:00～ / 夕食 18:00～

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴していただくことができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後、必要に応じ健康状態を把握するため、配置医師が診察する場合があります。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり予防のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

【サービスの概要】

① 利用者が使用する居室代

② 利用者へ提供する食事代

③ クリーニング代(利用された場合のみ実費)

④ 理美容費(利用された場合のみ実費)

①、②については、保険者(市区町村)への申請により介護保険負担限度額の認定を受けられている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置があります。

(3) サービス利用料金(1日あたり)

利用者の要介護度に応じた利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担分：利用者の負担割合に応じた額)に、食費及び居住費、その他利用された洗濯代等を合わせた金額をお支払いいただきます。(別表1参照)介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

8. 利用料等のお支払方法

1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1) 事務所での現金支払い

(2) 指定口座への振り込み 伊予銀行大街道支店 普通預金 1747115

(3) クレジットカード

9. 協力医療機関

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人友朋会 栗林病院
所在地	松山市溝辺町甲 331 番地
診療科	内科・整形外科・循環器科

料金：費用負担に関しては、医療保険適用

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	是沢歯科
所在地	松山市畑寺 4 丁目 11-32

料金：費用負担に関しては、医療保険適用

10. サービス利用を終了する場合

(1) 契約の終了

当事業所との契約において終了期日は定めておりません。従って、以下の事項が無い限り、継続してサービスを利用することができます。ただし、仮に以下の事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

① 利用者が死亡した場合

② 利用者が要介護認定において自立又は要介護と判定された場合

③ 利用者が他の介護保険事業所等に入所した場合

④ 事業者が解散命令を受けた場合又は破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合

⑥ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑦ 利用者から契約終了の申し出があった場合

⑧ 事業者から契約終了の申し出を行った場合

(2) 利用者からの申し出により契約が終了する場合

契約の有効期間であっても、利用者からサービス利用終了を申し出ることができます。その場合には、希望する日の7日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、サービスの利用を終了することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

② 事業者もしくはその職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

③ 事業者もしくはその職員が守秘義務に違反した場合

④ 事業者もしくはその職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は

著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑤他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけられた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業所からの申出により契約が終了する場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約は終了とします。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者の行動が他の利用者や職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

11. 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ非常災害に関する具体的計画を作成し事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該計画に基づき、利用者及び職員等の訓練を行います。

12. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかにご家族へ連絡するとともに、配置医師及び主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います

14. 損害賠償

- (1)当事業所は、当該サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償するものとします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は責任を負いかねます。
- (2)利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及びその身元引受人は連帯してその損害を賠償するものとします。

15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びご家族へ

十分な説明をし、同意を得るとともにその様態及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 個人情報保護

当事業所及び職員は、業務上知りえた利用者又はご家族の秘密を遵守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

17. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

事業所長：天野美穂

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30

○連絡先

TEL：089-931-8080

○第三者委員

石岡佳子様 TEL：089-914-0689

上野久子様 TEL：089-934-8537

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松山市役所介護保険課（平日 8：30～17：15）

TEL：089-948-6968

愛媛県国民健康保険団体連合会（平日 8：30～17：15）

TEL：089-968-8700

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

（平日 9：00～12：00、13：00～16：30）

TEL：089-998-3477

(3) 苦情解決の仕組みについて

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により、苦情受付担当者が随時受付します。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨通知します。

③ 苦情解決の為の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めなければならない。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者の助言や立ち会いによる話し合いは次によることとします。

1) 第三者委員による苦情内容の確認

2) 第三者委員による解案の調整、助言

3) 話し合いの結果及び改善事項等の確認

18. 事業所利用にあたっての留意事項

1.事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1)火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2)建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと
- (3)喧嘩、口論又は暴力行為等、他人に迷惑になることをしないこと

2.施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者の市町村に対し所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うことができる。

- (1)事業所の秩序を乱す行為をした者
- (2)偽りその他の不正の行為によって保険給付を受けた者、又は受けようとした者
- (3)故意にこの規程等に違反した者

19. 第三者評価について

- (1) 第三者評価の実施の有無…無
- (2) 実施した直近の年月日…無
- (3) 実施した評価機関の名称…無
- (4) 評価結果の開示状況…無

介護予防短期入所生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 : 愛媛県松山市畑寺町丙1番地2

事業者名 : 社会福祉法人 友朋会

事業所名 : 短期入所生活介護事業所りつりん館アドバンス

理事長名 : 印

契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を受けその内容に同意します。

【利用者】

住所 :

氏名 : 印

【家族又は代理人】

住所 :

氏名 : 印

続柄 :